

平成 18 年 11 月

お 得 意 様 各 位

大 伸 化 学 株 式 会 社

改正労働安全衛生法施行への対応について

拝啓 貴社益々御盛栄の事お喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2003 年 7 月に国連において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : GHS) が、世界的な完全実施目標を 2008 年に置くことが決議されました。また、APEC (アジア太平洋経済協力委員会) では、実施目標を前倒しして 2006 年に置かれました。

この GHS の決議に伴い改正労働安全衛生法が 2005 年 11 月 2 日に公布され、2006 年 12 月 1 日から施行されることになりました。

大伸化学株式会社では法順守に従い、この労働安全衛生法改正に対応した製品ラベルを順次実施して参ります (先ずは、単一製品の石油缶から実施致します。) ので、しばらくの間は新ラベルとの混同が発生致しますが、諸事情をご理解頂きたく、お知らせ致します。

また、化学物質等安全データシート (MSDS) におきましては平成 22 年 12 月 31 日までの期間は、従来の書式での作成が認められております。製品ラベルの対応が完了次第、MSDS につきましても順次、GHS 対応の書式に変更してまいります。

尚、ご不明な点などございましたら、各営業担当者までご照会下さいますよう、お願い申し上げます。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

敬具

I P A

NET. 16 L

労働安全衛生法による表示 第四類 アルコール類 危険等級Ⅱ
イソプロピルアルコール 第二種有機溶剤 493030-041-0161
純度 99.9%

	警告 1. 引火性の液体である。 2. 有機溶剤中毒の恐れがある。 3. 健康に有害な物質を含有している。 引火の危険性があり、また蒸気を吸入すると中毒や健康障害を起したり、液が皮膚に付いたり目に入ると炎症を起こす恐れがありますから、取扱いに際しては、下記の注意事項を守って下さい。	指 針 番 号 129	
		国 連 番 号 1219	

火 気 厳 禁	投 棄 禁 止	子 供 注 意	静 電 安 全 靴 着 用	保 護 メ ガ ネ 着 用	保 護 手 袋 着 用	保 護 マ ス ク 着 用

<p>《取扱い上の注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 火気のある場所、火花や静電気を発生するもの、高温熱源等の付近では、絶対に使用しないで下さい。また電気設備や電気機器等は防爆構造とし、機器類は全てアースして下さい。 静電気対策を行い、帯電防止作業服、静電安全作業靴等を着用して下さい。 取扱い作業場所では、密閉設備又は局所排気装置を設けて、十分に換気を行って下さい。 取扱い中は、出来るだけ皮膚に触れたり、目に入らないように十分注意し、必要に応じて保護メガネ、耐溶剤性保護手袋、有機ガス用防毒マスク又は透気マスク等を着用して下さい。 中身を容器から出し入れする場合は、周囲にこぼれないように十分注意して下さい。もしこぼれた場合には、ウエス等に吸収させるか、砂等を散布した後、処理して下さい。 作業服等に付着した場合は、洗濯等により汚れを十分に落として下さい。汚れたままのものは、再着用しないで下さい。 取扱い後は、手洗い、うがい等を十分に行って下さい。 指定された用途以外(特にシンナー遊び等)には、絶対に使用しないで下さい。 幼児の手の届かないところに保管し、子供がいたずらしないよう注意して下さい。 出来るだけ涼しい直射日光の当たらない一定の場所を定めて完全にフタをして貯蔵して下さい。 また盗難防止のための措置を講じて下さい。 廃棄に際しては、産業廃棄物処理法に基づき、所定の手続きを行い、産業廃棄物処理業者に処理を委託して下さい。空容器は、容器内部を完全に乾かした後、廃棄処理して下さい。 排水口や下水等に流したり、山林や河川等への不法投棄は、絶対にしないで下さい。 	<p>《応急処置》</p> <ol style="list-style-type: none"> 目に入った場合は、直ちに多量のきれいな流水で15分間以上洗眼して下さい。もし、コンタクトレンズを使用している場合には、固着していない限り、取り除いて洗眼して下さい。その後、速やかに医師の診察を受けて下さい。 皮膚に付着した場合は、水と石鹸を用いて良く洗い落として下さい。痛み又は外観に変化があるときには、医師の診察を受けて下さい。 溶剤の蒸気を吸い込んで気分が悪くなった場合は、直ちに空気の新鮮な場所へ移動して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けて下さい。 誤って飲み込んだ場合は、口の中を水ですすぎ、速やかに医師の診察を受けて下さい。無理に吐き出そうとすると肺に入って危険が増すことがあります。また、患者に意識の無い場合には、口から何も与えないで下さい。 <p>《火災時の注意事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合は、直ちに安全な場所に避難し、直ちに消防署へ連絡して下さい。火災発生場所の周辺には、人を近づけないで下さい。 初期消火を行う場合には、適切な保護装備等を用い、消火器(粉末、炭酸ガス、泡)及び消火設備等を用いて、直上から消火を行って下さい。 延焼を防ぐために移動可能な容器等は、速やかに安全な場所へ移動して下さい。
--	--

更に詳細な内容が必要な場合には製品安全データシートをご参照下さい。

用 途 塗料・印刷インキの製造用、洗浄用、試験用で、税関特別措置法に定められた用途に限る。 **業務用**

大伸化学株式会社 東京都港区芝大門1-10-11 TEL03(3432)4786

旧 ラベル

I P A

NET. 16 L

493030-045-0161

危険



指 針 番 号	129
国 連 番 号	1219

消防法 第四類 アルコール類 危険等級Ⅱ 火気厳禁

労働安全衛生法による表示
イソプロピルアルコール

危険有害性情報

- 引火性の高い液体及び蒸気
- 飲み込むと有害の恐れ(経口)
- 皮膚に接触すると有害の恐れ(経皮)
- 重篤な眼への刺激
- 生補能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
- 中枢神経系、腎臓、全身毒性の障害
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 長期又は反復ばく露による血管、繊維、臓器の障害のおそれ
- 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き

【安全対策】

- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 火気のある場所、火花や静電気を発生するもの、高温熱源等の付近では、絶対に使用しないこと。また、電気設備や電気機器は防爆構造とし、機器類は全てアースをとること。
- 静電気対策を行い、帯電防止作業服、静電安全作業靴等を着用すること。
- 取扱い作業場所では、密閉設備又は局所排気装置を設けて、十分に換気を行うこと。
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面罩、保護具を着用すること。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 中身を容器から出し入れする場合は、周囲にこぼれないように十分注意すること。
- 取扱後は手洗い、うがい等を行うこと。
- 環境への放出を避け、容器を密閉しておくこと。
- 指定された用途以外(シンナー遊び等)には使用しないこと。

【保管】

- 容器を密閉して涼しく換気の良いところで施設して保管すること。
- 子供の手の届かないところに保管すること。

【緊急時対応】

- 火災の場合には、適切な消火方法をとること。(粉末、炭酸ガス、泡、等)
- 漏洩の場合には、速やかに適切な方法で回収すること。
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ばく露又はその懸念がある場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。
- 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚(又は毛髪)に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱いで取り除き、多量の水と石鹸で洗うこと。
- 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
- 皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。直ちに医師の診断、手当てを受けること。

【廃棄】

- 内容物や容器は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

詳細な内容が必要な場合には製品安全データシート(MSDS)をご参照下さい。

用 途 塗料・印刷インキの製造用、洗浄用、試験用で、税関特別措置法に定められた用途に限る。 **業務用**

大伸化学株式会社 東京都港区芝大門1-10-11 TEL03(3432)4786

新 ラベル